平成２９年（フ）第２１７２号
大阪府茨木市東奈良１丁目３番13―401号
債務者　梶原　智彦
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１７５号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目４番11号　セレブコート萩之茶屋　106
債務者　津々木和男
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１８３号
大阪市鶴見区緑１丁目５番７号　カナザワ緑ビル703
債務者　脇本めぐみ（旧姓玉井）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２３４号
大阪市生野区桃谷３丁目12番31―208号、前住所大阪市生野区中川西１丁目10番９号　レジデンス中川302号
債務者　ＰＡＲＫ　ＹＯＮＧ　ＧＥＵＮ　朴鎔根
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２３９号
大阪府枚方市三栗２丁目10番10―501号
債務者　青山　綾子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２６５号
大阪府池田市豊島南２丁目８番14号
債務者　川下　雄輝
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３２０号
大阪府枚方市高田１丁目４番10号
債務者　北川　彩花
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８１号
香川県高松市紙町449番地１　コート紙町Ⅳ201号
債務者　橋口　雅史
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０８号
香川県高松市屋島中町229番地６　ハイツ登山口101号
債務者　笹野美有紀
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１９３号
熊本市西区二本木５丁目４番８号　プレジャーズ210、前住所熊本市西区春日２丁目９番33―511号　ラ・シックセリーズ
債務者　下古谷　圭
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６４号
千葉市美浜区打瀬２丁目22番地　ミラリオ２番館204号
債務者　萬羽　祥江
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３６６号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地１街区13棟209号
債務者　小板橋裕子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３７０号
千葉県市川市塩焼１丁目14番37―101号（プルミエⅡ）
債務者　増子　圭一
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３７４号
千葉県習志野市谷津３丁目１番48―409号、申立時の住所千葉市稲毛区あやめ台２番21棟404号
債務者　髙橋喜代枝
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３８１号
千葉県市川市行徳駅前１丁目19番13―205号（Ｔ．Ｏ　ＢＬＤＧ．１ｓｔ）
債務者　高橋　佑帆
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３８３号
千葉県市川市行徳駅前１丁目19番13―205号（Ｔ．Ｏ　ＢＬＤＧ．１ｓｔ）
債務者　高橋　沙織
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係